

238. 博物館，公民館……(昭和50～54年)

公民館は条例によるものであって県に報告された数である。

年 月 日	博 物 館		公 民 館			
	博 物 館	博物館相当施設	計	本 館		分 館
				中 央 館	地 区 館	
昭和 50. 7. 1	8	5	257	61	97	99
51. 7. 1	10	5	262	62	101	99
52. 7. 1	11	5	253	62	110	81
53. 5. 1	11	5	254	62	120	72
54. 7. 1	12	5	268	65	129	74

資 料 教育庁社会教育課，文化課